

お客様各位

拝啓 平素は弊社が提供する「Joshinモバイルサポート(M)」をご利用頂き厚く御礼申し上げます。
さて、以下の通り「Joshinモバイルサポート(M)」に係る規約の変更を行いますのでご通知させていただきます。
変更後の規約につきましては下記【変更後の規約】よりご確認ください。

末筆となりましたが、弊社は、お客様に本当にご満足していただける商品・サービスのご提供を目指して参る所存で御座いますので、今後ともご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

以上

【対象となる規約及び変更箇所・内容】

規約名称	変更箇所・内容
Joshinモバイルサポート(M)利用規約	■ 別紙 3 に定める 通信端末修理費用保険特典 ■ https://s-jms-m.slp-contents.com/rule/ 補償対象外の事象、端末の追記

【変更後の規約】 別紙より確認ください。

【変更後の規約の効力発生日】 2024 年 11 月 1 日

通信端末修理費用保険特典

1. 概要

あんしんWi-Fi(S)スポット by エコネクトに付随関連して、会員が所有し、利用するインターネット接続が可能な通信機器(スマートフォン、フィーチャーフォン(ガラホを含みます。)、タブレット端末(タブレットPCを含みます。)、ノートパソコン、スマートウォッチ、モバイルゲーム機、モバイル音楽プレーヤー、モバイルルーター、デスクトップパソコン、据え置き型ゲーム機をいい、以下「対象端末」といいます。)の故障・破損・水濡れにより会員に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を運営元、被保険者を会員とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいいます。

2. 対象端末(保険の対象)

- (1) あんしんWi-Fi(S)スポット by エコネクトを含む、運営元所定のインターネット接続サービスに接続することができる通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。また、あんしんWi-Fi(S)スポット by エコネクトを利用して実際にインターネットに接続されている端末に限ります。
- ① 会員契約締結時点においてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、会員締結日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明が取れる端末。
 - ② 会員契約締結時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
 - ③ 会員の所有する端末(会員が個人の場合は、会員と同居する親族が所有し、かつ、会員が使用する端末を含みます。)
 - ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
 - ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
 - ⑥ サービス開始日より1年間の間に2端末を上限とし、支払回数は同一端末であるか異なる端末であるかを問わず、総計2回を上限とします。但し同一事故による求償は1度きりとします。
- (2) 以下のものは、対象端末から除かれます。
- ① 対象端末の付属品・消耗品(ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・外付けモニター・バッテリー・外部記録媒体等)
 - ② 対象端末内のソフトウェア。
 - ③ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
 - ④ 個人以外の法人等が所有または使用する通信端末機器
 - ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの)以外で、修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末。
 - ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である端末。
 - ⑦ 日本国外のみで販売されている端末。

3. 補償期間

- (1) 会員は、サービス開始日の翌日より、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。

4. 保険金の金額

運営元は会員以下、5. 記載に応じて、対象端末に損害(修理費用・交換費用をいいます。)が生じた場合に、1 会員あたり 1 年(起算日はサービス開始日の翌日とします。)につき下記記載の金額(非課税)を上限として、会員が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払します。但し、「■保険金が支払 されない場合」に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末 (※1※2)	保険金額 (※3※4)	ご利用上限回数 (※7)
スマートフォン	修理可能： 最大 5 万円 (※5) 修理不可： 最大 2 万 5 千円 (※6)	対象端末にかかる保険金について、 年 2 回 まで
フィーチャーフォン（ガラホを含む）		
タブレット端末 (タブレットPCを含む)		
モバイルゲーム機		
モバイル音楽プレーヤー		
スマートウォッチ		
モバイルルーター		
ノートパソコン		
デスクトップパソコン		
据え置き型ゲーム機		

※1 会員締結時点においてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、会員締結日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明が取れる端末とします。

※2 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況（交換修理も含む）を指します。また、修理不可とは、対象端末のメーカー等で修理が不可能で、会員が別途対象端末の同等品を購入した状況を指します。

※3 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理又は交換が可能な場合には、他の保証制度による保証を優先し、損害額から他の保証制度の保証金を差し引いた金額を対象とします。

※4 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金（不課税）をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※5 修理不可の場合は購入価格の50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金（不課税）をお支払いします。

※6 一会員に対して支払われる保険金（不課税）の上限額は、1年間（起算日はサービス開始日の翌日）につき10万円です。サービス開始日より1年間の間に、2端末を上限とし、支払回数は同一端末であるか異なる端末であるかを問わず、総計2回を上限とします。但し同一事故による求償は1度きりとなります。

【提出必要書類】

	修理可能の場合	修理不可の場合
①	事故状況説明書兼保険金請求書	
②	メーカーや修理店が発行する修理レポート (修理内容が証明できるもの)	メーカーが発行するレポート (修理ができないことを証明できるもの)
③	修理費用の領収書 (日付・発行店がわかるもの)	新たに購入した端末のレシートまたは領収書
④	損害状況がわかる写真など	
※	損害品の購入日証明(保証書・購入時のレシート・申込帳票など) 【重要】 会員締結日より端末発売日が5年経過している場合は、加入日より1年以内の購入日証明が必要です。	

■ 保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 被保険者と同居または生計を共にする親族、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (5) 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
 - (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
 - (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (8) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (9) 利用開始日以前に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (10) 利用契約が終了した日の翌日以降に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (11) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く）
- (12) 対象端末を家族・知人等の個人からまたは・オークション・フリーマーケット等から購入・譲受した場合
- (13) 対象端末が、会員以外の者が購入した端末であった場合
- (14) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
- (15) ご購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- (16) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等、対象機器の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (17) 対象機器を盗難または紛失およびその間に生じた損害
- (18) 対象端末を、改造した場合
- (19) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用・送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- (20) 詐欺、横領によって生じた損害
- (21) 縮み、変色または変質による損害
- (22) 日本国外で発生した事故による損害
- (23) 日本国外で修理等を実施した場合の損害

以上

変更後

別紙3

通信端末修理費用保険特典

1. 概要

サービス「Joshinモバイルサポート（M）（以下「本サービス」といいます。）」に付随関連して、以下の表に記載された無線通信機能を内蔵した通信端末（以下「対象端末」といいます。）の破損・水濡れ等により生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社セールスパートナー、被保険者を会員とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

2. 対象端末（保険の対象）

（1）本サービスに付随した無線通信機器のうち、以下「5. 補償の範囲」の表、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。

- ① 本サービス利用契約開始日を起算日としてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、または、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、本サービス利用契約開始日を起算日として1年前より後に購入されたことが証明できる端末とします。
- ② 本サービス利用契約時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
- ③ 会員が所有する端末（会員が個人の場合に限り、会員の親族が購入し、会員へ提供した通信端末機器を含みます。）。
- ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
- ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。

（2）対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。

（3）以下のものは、対象端末から除かれます。

- ① 2(1)①の対象期間経過後の端末。
- ② 対象端末の周辺機器・付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・外付けモニター・バッテリー・外部記録媒体等）。
- ③ 対象端末内のソフトウェア。
- ④ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされた端末。
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑦ 日本国外のみで販売されている端末。
- ⑧ 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。
- ⑨ 個人以外の法人等が所有または使用する通信端末機器。

3. 補償期間

被保険者は、本サービスの利用契約開始日の翌日より本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービスの提供終了日以降に対象端末に生じた損害に対しては本特典の適用はありません。

4. 保険金額

引受保険会社は、被保険者に以下「5. 補償の範囲」の記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1被保険者あたり1年（起算日は本サービスの利用契約開始日の翌日とします。）につき下記記載の金額を上限として、被保険者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、除外事項に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末	保険金額（※1）	ご利用上限回数
スマートフォン	修理可能：1回につき 最大5万円 （※2） 修理不能：1回につき 最大2万5千円（※3）	保険金の支払回数は年2回まで（※4）
フィーチャーフォン（ガラホを含みます。）		
タブレット端末（タブレットPCを含みます。）		
ノートパソコン		
スマートウォッチ		
ゲーム機		
モバイル音楽プレーヤー		
モバイルルーター		
デスクトップパソコン		

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況で、会員が別途同等価格の端末機器を購入した状況を指します。なお、対象端末機器がメーカー保証、通信事業者による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※3 修理不能となった当該端末の購入価格の50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、再購入価格の50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。

※4 一被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1年間（起算日は本サービスの利用契約開始日の翌日）につき10万円です。また、本サービスの利用契約開始日の翌日より1年間の間に2端末を上限とし、支払回数は同一端末か異なる端末であるかを問わず、総計2回を上限とします。なお同一事故による求償は1度きりとします。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑） ⑤ 家族証明・会員と同居であることが確認できる書類（※6）
「修理不能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※5） ⑤ 損害状況・損害品の写真 ⑥ 家族証明・会員と同居であることが確認できる書類（※6）

※5事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

※6会員の同居の親族（2 親等以内）、が使用する端末機器や被保険者の親族から提供された端末機器の請求に必要となります。なお、健康保険証を提出される場合は、表面・裏面の両方のコピーが必要となります。

なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

■ 保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- （1）被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- （2）被保険者と同居するもの、被保険者の親族、被保険者の法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- （3）地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- （4）洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- （5）台風・旋風・暴風等の風災による損害
- （6）引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- （7）被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- （8）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- （9）公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- （10）原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- （11）本サービス利用契約開始日の翌日前に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- （12）本サービスの利用契約が終了した日の翌日以降に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- （13）対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます。）純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSEマークを取得していない通信端末機器の場合
- （14）対象端末を知人等の個人から、またはオークション・フリーマーケット等から購入・譲受した場合

(15) 対象端末が、会員以外の者が購入した端末であった場合（ただし、会員の親族が購入し、会員に提供した端末機器を除きます。）

(16) 対象端末機器を会員以外の者が使用している場合

(17) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合

(18) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）

(19) 対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由

(20) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷

(21) 対象端末を、加工または改造した場合

(22) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合

(23) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）

(24) 詐欺、横領によって生じた損害

(25) 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害

(26) 対象機器を盗難または紛失およびその間に生じた損害

(27) 日本国外で発生した事故による損害

以上